

随意契約結果（物品等）

様式 10

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	「西成区人権啓発・ 教育企画会議」にかかる 手話通訳業務	13-02-01: 翻訳・通訳	手話サークルむつみ	6,400円	平成30年6月29日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	聴覚障がいのある人にとって手話通訳 は、日常的に通訳を依頼している通訳 者でなければ内容が伝わりにくいとされ ることに加え、専門的な話をする場での 通訳であることから、履行可能な事業 者が特定される業務であるため。	-